

会員に関する規程

(制定)

平成 23 年 10 月 12 日

(施行)

平成 24 年 04 月 01 日

(改定)

平成 25 年 03 月 19 日

(改定)

平成 31 年 04 月 26 日

(改定)

令和 3 年 07 月 05 日

(改定)

令和 4 年 03 月 22 日

会員に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という。）の定款（以下「定款」という。）第 53 条の規定に基づき、の会員の入会、退会および権利義務ならびに会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第 2 条 定款第 53 条第 2 項の個人会員、法人会員および図書館会員は、

1. 個人として入会するものを個人会員、
2. 法人として入会するものを法人会員、
3. 図書館およびその他類似の施設が入会するものを図書館会員とする。

(会員の入会、退会および権利義務)

第 3 条 個人会員、法人会員および図書館会員の入会、退会及び権利義務に関する事項は、各々別紙 1、2 および 3 のとおりとする。

(会費の使途)

第 4 条 個人会員、法人会員および図書館会員の会費は、毎事業年度における合計額の 20% 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(実施規定)

第 5 条 本規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

個人会員規則

第1条 公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という。）の趣旨に賛同し、その活動を支援するため所定の会費を納付するものを会員とする。（本研究所定款第53条）このうち個人として入会するものを個人会員とする。

第2条 個人会員として入会する場合は、所定の入会届を本研究所に提出し、会費を納入する。

第3条 個人会員資格は、原則として入会月から1年間とする。

第4条 前条の会員資格は、会員資格終了前に翌年度の会費を納入することにより、1年間更新される。

第5条 1. 会費は、次のとおりとし、一口以上を納入する。

A会員	一口	年額	1万円
B会員	一口	年額	8千円
学生会員	一口	年額	3千円

2. なお、50万円以上の会費を納入した会員はプラチナ会員と称し、その後25年間会費納入の義務を負わず、第6条に規定するA会員の特典を享受する。また、100万円以上の会費を納入した会員は永久会員と称し、その後50年間会費の納入の義務を負わず、第6条に規定するA会員の特典を享受するものとする。学生会員が学生たる地位を失った場合、A会員若しくはB会員へ移行するか、退会するかを選択するものとする。

第6条 個人会員は、次の特典を享受する。

1. A会員及び学生会員

(1) 講演会（JIIA フォーラム等）への招待

(2) 電子版『国際問題』の無料配信

(3) 「会員用ホームページ」の利用

イ データベースの利用

例：『国際問題』アーカイブのダウンロード

ロ 会員限定の動画の視聴

(4) 図書資料室の利用

2. B会員

前項(1) および(4)を除く全ての特典を享受する。

第7条 個人会員が退会する場合は、その旨本研究所に届け出る。ただし、前記第2条の規定に

関連し、会員資格消滅月までに翌年度会費納入（または継続の申し出）がない場合は、退会したものと処理される。

2. 前項の場合、既納の会費は返金しない。

第8条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

第9条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. 本規則は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

法人会員規則

第1条 公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という）の趣旨に賛同し、その活動を支援するため所定の会費を納入するものを会員とする。（本研究所定款第53条）このうち法人として入会するものを法人会員とする。

第2条 法人会員として入会するものは、本研究所に所定の入会届けを提出するとともに、一口年額20万円として、一口以上を納入する。法人会員のうち二口以上の会費を納入するものを特別会員とする。

第3条 法人会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 講演会（JIIA フォーラム等）への招待
- (2) 電子版『国際問題』の無料配信
- (3) 「会員用ホームページ」の利用
 - ①データベースの利用
例：『国際問題』アーカイブのダウンロード
 - ②会員限定の動画の視聴

2. 前項に加え、特別会員は以下の特典を受けることができる。

- (1) 月例外交懇談会への招待
- (2) 研究所が実施する特定の懇談会への招待
- (3) 個別の要望に応じたブリーフィング等

第4条 法人会員が退会しようとするときは、その旨を会長、または、理事長に届け出るものとする。

2. 前項の場合、既納の会費は返金しない。

第5条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規則は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

図書館会員規則

第1条 公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という）の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものを会員とする。（本研究所定款第53条）このうち図書館およびその他類似の施設が入会するものを図書館会員とする。

第2条 図書館会員として入会する場合は、本研究所に所定の入会届けを提出するとともに、一口年額三万円として、一口以上を納入する。

第3条 図書館会員資格は、入会月から1年間とする。

第4条 図書館会員は、次の特典を受けることができる。

1. 電子版『国際問題』の無料配信
2. 「会員用ホームページ」の利用
 - (1) データベースの利用
例：『国際問題』アーカイブのダウンロード
 - (2) 会員限定の動画の視聴
3. 図書資料室の利用

第5条 図書館会員が退会しようとする場合は、その旨本研究所に届け出る。前記第2条の規定に関連し、会員資格消滅月までに翌年度会費納入（または継続の申し出）がない場合は、退会したものと処理される。

2. 前項の場合、既納の会費は返金しない。

第6条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規則は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。